地域再生基本方針の一部変更について

平成27年8月28日 閣 議 決 定

地域再生法(平成17年法律第24号)第4条第7項において準用する同条第4項の規 定に基づき、地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)の一部を次のとおり変 更する。

1の1)中「一方、地方創生においては、地方が自ら考え、責任をもって取り組むことが何よりも重要であることから」を「また」に、「推進することが強く期待されている」を「地方が自ら考え、責任をもって取り組む事業の本格的な実施を進めているところである」に改める。

2中「可能性がある。」の次に次のように加える。

このうち、地方においては、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。

このため、地方での安定した良質な雇用の創出や地方全体の雇用の拡大の推進に寄与する事業者の地方における本社機能の強化を図っていくことが必要であり、特に東京一極集中の是正及び人口減少対策の観点から、東京から地方への本社機能の移転を推進する必要がある。

また、中山間地域等においては、高齢化・人口減少に伴い、買い物や医療・福祉など、住民の日常生活に必要な様々なサービス機能の提供に支障が生じてきていることから、基幹となる集落に生活サービス機能や地域活動の場等を集約・確保し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」の形成を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する必要がある。

2中「特に農山漁村地域」を「さらに、農山漁村地域」に改め、「、雇用機会が少ないことや都市部と比較して所得が低いことを背景として、若者を中心とした人口流出に歯止めがかかっていないため、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進行している。このため」、「農山漁村における」及び「また、東日本大震災の影響等から、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組等が求められている。こうした課題は、全国的に各地域に共通して重要な課題であり、持続可能で活力ある地域の形成を図るためには、地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成や、地域における未利用の又は利用の程度の低い資源を有効に活用した

産業の振興といった、政策課題の解決を通じて、地域再生を進めることが重要である。このため、地方公共団体等が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題については、特定政策課題として国が提示し、その解決に資する事業(以下「特定地域再生事業」という。)に対し国が重点的かつ総合的な支援策を講ずる。」を削る。

- 2の4)中「特定地域再生事業」を「特定政策課題の解決に資する事業(以下「特定地域再生事業」という。)」に改め、「、地域活性化統合本部会合の下」を削る。
 - 2の5)中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。
- 2の6)①ハ中「構造改革特区制度」を「構造改革特区制度等」に改め、「、総合特区の指定手続」を削る。
- 4の1)中「第5条第15項各号」を「第5条第16項各号」に改め、同①及び③中「であること。」を「であること」に改め、同③イ中「高いこと。」を「高いこと」に改める。
- 4の3)①ロ中「5)⑦、⑧及び⑨」を「5)⑪、⑫及び⑬」に改め、同①ハ中「5)⑨の産業集積形成等基本計画の同意の手続の特例を活用した地域再生計画の認定申請等をする場合にあっては、都道府県及び市町村の共同で行われる」を「法第5条第4項第4号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請をする場合にあっては、都道府県が単独で又は都道府県と市町村が共同で行うものとし、同項第5号、第6号及び第8号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請をする場合にあっては、市町村が単独で又は都道府県と市町村が共同で行うものとする。また、同項第11号に掲げる事項が記載された地域再生計画の認定申請等をする場合にあっては、都道府県及び市町村が共同で行う」に改め、同①チ中「第5条第11項」を「第5条第12項」に改め、同②を次のように改める。
 - ② 地域再生計画の記載事項
 - イ 地域再生計画の記載事項は、法第5条第2項から第4項まで及び内閣府令 で定めるとおりである。
 - ロ なお、同条第4項第1号イ、ロ又はハの事業として記載できる事項は、それぞれ法第 13 条第2項の交付金の種類ごとに定める施設の範囲に限るものとする。
 - ハ 法第5条第4項第4号に掲げる事項を記載する場合にあっては、都道府県 が単独で又は都道府県と市町村が共同で、次に掲げる事業に応じて、地方活 力向上地域をそれぞれ設定するものとする。
 - a. 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るため、以下のような事業環境の整備が一体的に行われる地域であることとする。

- i) 用地・施設の整備状況に関する情報の開示
- ii) 事業者の本社機能の移転又は強化に関する手続に係るワンストップ窓口の設置
- iii) 事業者の本社機能の移転又は強化に係る人材育成・人材確保施策の実施
- iv) 事業者の本社機能の移転又は強化を図るための独自の助成措置や規制 緩和等の実施
- v) その他の事業者の本社機能の移転又は強化を促進するための取組 なお、地域の設定に当たっては、地域の事業環境の整備状況や地域産業 の特性、都道府県及び市町村が実施する支援措置や事業内容等に応じて、 地域再生計画の目標を達成するために効率的かつ効果的な地域を適切に定 めることとする。
- b. 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域 都市機能の集積や地域連携等の状況を勘案しつつ、地域再生法施行規則 (平成17年内閣府令第53号)第26条に掲げる要件の全てに該当する地域 であることとする。

なお、近接する複数の市町村にまたがる地域を設定する場合の同条第1 号の要件については、特に次のいずれかを満たすことを前提として地域を 定めることとする。

- i) 鉄道や幹線道路の同一沿線上であるなど主要な交通施設の整備が一体 的に進められていることが認められる地域であること
- ii) 広域都市計画区域を設定しているなど一体的な都市整備が進められて いることが認められる地域であること
- ニ また、法第5条第2項第2号に掲げる事項には同条第4項各号に定める事項のほか、6)に定める支援措置を活用して行う事業を記載することができる。
- ホ このほか、下記の事項に従って地域再生計画を作成する必要がある。
 - a. 法令等を遵守しているものであること
 - b. 地域再生を図るために行う事業が効率的なものであること なお、法第5条第3項で定める地域再生計画の目標を定める場合には1の 「地域再生の意義及び目標」に適合し、地方公共団体がその自主的な取組と

して行うこととなる事後的な評価が可能な目標を設定するものとする。

へ また、地方公共団体が、地域再生基本方針に定める支援措置のほか、構造 改革特別区域基本方針別表1に定める特例措置を活用する場合は、当該特例 措置を記載した構造改革特別区域計画を、中心市街地の活性化を図るための 基本的な方針に定める支援措置等を活用する場合は、当該措置を記載した中心市街地活性化基本計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

4の3) ④中「第5条第15項」を「第5条第16項」に、「第5条第16項」を「第5条第17項」に改める。

4の5)⑤中「地方財政法」の下に「(昭和23年法律第109号)」を加え、同⑫を同⑯とし、同⑪を同⑮とし、同⑪中「補助金等適正化法」を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に改め、同⑪を同⑭とし、同⑨中「第17条の7」を「第17条の20」に、「第5条第4項第7号」を「第5条第4項第11号」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同⑨を同⑬とし、同⑧中「第17条の6」を「第17条の19」に、「第5条第4項第6号」を「第5条第4項第10号」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同⑧を同⑫とし、同⑦中「第17条の5」を「第17条の18」に、「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第9号」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同⑦を同⑪とし、同⑥を次のように改め、同⑥を同⑩とする。

- ⑥ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例
 - イ 法第 17 条の 15 第 1 項により、認定市町村は、都道府県知事や都道府県農業会議等を加えた地域再生協議会における協議を経て、地域農林水産業振興施設整備計画を作成することができる。
 - 口 法第17条の16第1項及び第2項により、都道府県知事が同意した地域農林水産業振興施設整備計画(以下「同意地域農林水産業振興施設整備計画」という。)に従い、事業実施主体が、地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなすこととする。
 - ハ 法第17条の17により、同意地域農林水産業振興施設整備計画に記載された地域農林水産業振興施設の用に供する土地を、農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める農用地区域からの除外要件を適用しないこととする。
- 4の5)⑤の次に次のように加える。
 - ⑥ 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
 - イ 認定を受けた都道府県の知事(以下「認定都道府県知事」という。)は、 法第17条の2第3項により、事業者が作成した地方活力向上地域特定業務施

設整備計画について、同項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当 該地方活力向上地域特定業務施設整備計画を認定することができる。

- ロ 法第17条の3により、認定都道府県知事による認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を社債発行及び借入れにより調達する場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証制度を活用することができるものとする。
- ハ 法第17条の4により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設 整備計画に従って、取得等した建物及びその附属設備並びに構築物について、 その事業の用に供した場合に、課税の特例を適用する。
- ニ 法第17条の5により、認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において従業員を増加させた場合に、課税の特例を適用する。
- ホ 法第17条の6により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地方活力向 上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設を新設し、又は増設し た認定事業者について、当該施設に係る事業税、不動産取得税又は固定資産 税について不均一課税を行った場合、その減収額の一部を普通交付税により 補塡する。

⑦ 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置

イ 認定を受けた市町村(以下「認定市町村」という。)は、法第17条の7により、都道府県知事や地域住民の代表者等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載された集落生活圏(自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一定の地域をいい、市街化区域等を除く。以下同じ。)について、地域再生土地利用計画を作成することができる。

当該計画には、地域再生拠点を形成するために集落福利等施設(教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。以下同じ。)の立地を誘導すべき区域(以下「地域再生拠点区域」という。)及び当該地域再生拠点区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設(以下「誘導施設」という。)、農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用(以下「農用地等の保全及び利用」という。)を図る区域(以下「農用地等保全利用区域」という。)等を記載するものとする。

ロ 法第17条の8により、地域再生土地利用計画に記載された集落生活圏の区域内における誘導施設に係る開発・建築行為(地域再生拠点区域内で行われるものを除く。)又は地域再生拠点区域内におけるその他の開発・建築行為

等を行おうとする者は、認定市町村の長に届け出なければならないものとする。認定市町村の長は、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該行為の場所又は設計の変更等を勧告することができるものとするとともに、当該勧告をした場合において、必要があると認めるときは、地域再生拠点区域内の土地の取得等のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ハ 法第17条の9により、認定市町村は、地域再生土地利用計画に記載された 農用地等保全利用区域において、農用地等の所有者等に対し、農用地等の保 全及び利用を図るために必要な情報提供等の援助を行うものとする。認定市 町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が地域再生土地 利用計画に即して利用を行っておらず、又は行わないおそれがあると認めら れる場合で、地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認めるときは、 当該所有者等に対して勧告することができるものとする。
- 二 地域再生土地利用計画に地域再生拠点区域内における誘導施設を整備する 事業に関する事項を記載し、都道府県知事の同意を得たときは、法第17条の 10、第17条の11及び第17条の12により、当該事業により整備される誘導 施設(以下「整備誘導施設」という。)に関して以下の特例を適用すること とする。
 - a. 都道府県知事が同意した地域再生土地利用計画(以下「同意地域再生土地利用計画」という。)に従い、事業実施主体が、整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合又は農地若しくは採草放牧地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項に定める農地等の転用等に係る許可があったものとみなす。
 - b. 同意地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)から除外するために行う農用地区域の変更については、同法第13条第2項に定める農用地区域からの除外要件を適用しない。
 - c. 市街化調整区域内において同意地域再生土地利用計画に記載された整備 誘導施設の建築の用に供する目的で行われる開発行為は、都市計画法(昭 和43年法律第100号)第34条第14号に掲げる開発行為とみなす等。

⑧ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

法第 17 条の 13 により、法第 5 条第 4 項第 6 号に規定する事業が記載された 地域再生計画が同条第 16 項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法第 17 条の 7 第 9 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により 公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線 又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する自家用有償旅客運送者(道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送 を行う者をいう。)は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他 の貨物(その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏に おいて行われるものに限る。)を運送することができるものとする。

⑨ 遊休工場用地等に導入する産業の特例

法第17条の14により、認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第7号に規定する事業において遊休工場用地等に導入される工業等(農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第2条第2項に規定する工業等をいう。)以外の産業は、同法の適用については、工業等とみなすこととする。

4の6)中「事業を記載」を「事業が記載」に改める。

4の7) ①中「二」を「二」に改める。

5の1)中「一般財団法人」の下に「その他の営利を目的としない法人」を加える。

5の2)②中「地域再生伝道師」」の下に「等外部専門人材」を加え、同③中「対して」の下に「、地方公共団体による地方創生の取組の相談窓口である地方創生コンシェルジュ制度を設けるとともに」を加え、同④中「推進ため」を「推進のため」に改め、「公表する」の下に「とともに、地方公共団体が客観的なデータに基づき、自らの地域の現状と課題を把握するため、「地域経済分析システム(RESAS)」を提供する」を加える。

別表を別紙1のように改める。